

令和3年(ワ)第593号 国家賠償(損害賠償)請求事件

原告 千葉和夫

被告 国

準備書面(3)

2022年4月22日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 三宅俊司

同 松崎暁史

同 林千賀子

同 山城圭

第1 被告の釈明について

被告は、再釈明においても、具体的釈明を行わず、「本件制限区域が常時立入制限区域に設定されるまでに、合衆国政府から、本件制限区域の保安及び秩序の維持を確保するため、本件制限区域において、逮捕、勾引状または勾留状の執行、その他、侵入者の人身を拘束する処分を含め、あらゆる適切な対応をとることについて、同意をえており」と主張する。

被告の主張によれば、平成26年7月1日の決定は日米合同委員会の決定に基づくものだが、それ以前に「日米両政府」は、「沖縄防衛局が行う、新基地建设」に要する「海域」を「制限区域」として設定するに際して、同海域を日本の「費用負担と責任」において「管理」することを条件として、「日米地位協定2条の規程によりアメリカ合衆国が使用を許される区域」に設定した、ということなのであろうか。

しかし、そもそも、「米軍訓練区域」として使用されている事実はなく、米軍使用を目的とするものではなく、専ら、「沖縄防衛局が行う、新基地建設」のための海域として、「制限区域」とされたにすぎない。

さらに、被告は、「海上保安官が原告に対する衝突行為」を行った事実はないとも釈明する。答弁書12頁では、第2-4-(4)、同15頁第2-5-(3)は、「接触」を認めているが、「接触」は、「衝突」ではないとの趣旨なのであろうか。

原告としては、被告のこのような不誠実な釈明態度は、今回の訴訟上の釈明に対する態度に始まるものではなく、国会議員の質問趣意書に対する応答にも、同様な対応を繰り返すものと考えるが、これ以上の釈明を繰り返すことはしない。

原告は、次回以後、事実関係を明確にし、本件における、海上保安官による異常かつ違法な公務執行行為を明らかにすることとする。

第2 本件「新基地建設」の前提としての沖縄に対する構造的差別の歴史

本件衝突行為の違法性の有無やその程度を判断するにあたっては、本事件当時原告らが行っていた抗議活動の具体的意義やその性質についての正確な理解が必要である。本件衝突行為は、原告による辺野古新基地建設に反対の意思をあらわす抗議活動に対して海上保安官が行ったものであり、当該行為の必要性、相当性は、その対象となった原告の抗議活動の意義や性質から具体的に判断されるべきものだからである。

以下、この点について詳述する。

1 辺野古新基地建設は沖縄への米軍基地新たな押し付けであること

都道府県ごとの米軍専用施設面積の割合をみると、沖縄県の70.3パーセントに対し、次に割合の高い青森県が9.0パーセント、神奈川県が5.6パーセント、東京都が5.0パーセントであり、沖縄県の過重負担は明らかであ

る。

広大な米軍基地は、日常的に発生する航空機の騒音や排気ガスの悪臭をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川、海域及び土壌の汚染、PFOS、PFOAによる河川、水道汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生など、県民生活に様々な影響を及ぼしており、諸悪の根源と称されている。

SACO最終報告における在沖米軍基地の整理・縮小や統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設の返還においては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、普天間飛行場の辺野古崎への“移設”のように多くの県民が望まない計画が進められたり、また、北部訓練場の過半の返還においては東村高江集落の周辺にヘリパッドが集中することとなり、激しい騒音が発生するなどの問題が起こっており、在沖米軍基地の整理・縮小は、名ばかりであり、沖縄に基地被害と矛盾を集中させる政策が繰り返されている。

このように、辺野古新基地建設は、米軍基地負担の沖縄への押しつけの歴史にほかならない。

2 琉球と日本の関係

(1) 琉球処分・薩摩の琉球王国支配

ア 1609年、琉球王国は日本国の薩摩によって支配され、形式的には琉球王国の形をとりながらも、実質的には薩摩に隷属する歴史を300年強いられた。

薩摩の琉球侵入は豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、琉球王国からも出兵または、糧秣上納せよとの命令を琉球王国が断ったことに端を発していることを考えるとき、日本国の琉球王国への関わりが、初めから軍事的意味合いのものであったことに気付く。

当時、武器を持たない平和な国であった琉球は、このようにして日本の軍事支配力の下に、従属させられる歴史の幕を開け

ることになった。

薩摩は、琉球王国を形式的にはそのまま継続させることにして、琉球王国が中国との進貢貿易によって得る富みを搾取し、かつ重税を課す等、差別的圧制をほしいままにした。

イ 台湾事件と琉球藩

1871年の廃藩置県とともに明治政府は、琉球王国はとりあえず、鹿児島県の管轄下に置かれたが、同年琉球住民69人が台湾に漂着し、その中の54人が原住民に殺害されるという事件（台湾事件）が発生した。

明治政府は、1874年に台湾に軍隊を派遣した「台湾征伐」を正当化するために、琉球王国が日本国の領土であり、琉球住民が日本国民である事実をつくっておく必要があり、1872年には、明治政府は琉球王国を鹿児島県から引き離して琉球藩とし、琉球王国を琉球藩王とした。

琉球王国の琉球藩への移行という措置は、日本政府による台湾侵略の正当化が一つの理由であった。

ウ 琉球処分と沖縄県

1879年中国との関係継続を主張する琉球藩の抵抗を押しきって、日本政府は琉球処分を断行、完了し、琉球藩は沖縄県になった。

1872年の琉球藩設置から1879年の沖縄県設置までの一連の事柄を琉球処分と呼ぶ。

1875年5月、日本政府は松田道之を琉球処分官に任じ琉球問題の決着に着手する。同年7月訪琉した松田は、琉球側に対し、〔1〕清国への進貢使派遣および清国から冊封を受けることの禁止、〔2〕清国年号をやめ明治年号を使用すること、

〔3〕明治政府への謝恩使として藩王尚泰自ら上京すること、などの要求を突きつけたが、琉球側がその受諾を拒んだため、1879年松田処分官は、軍隊300名余、警官160名余を率いて武力を背景に要求を提示するとともに、琉球藩を廃し沖縄県を設置するに至った。

エ 分島問題

沖縄県の発足によって、琉球処分は内政的には一応の決着を見たが、中国は琉球の日本帰属を承認してはいなかった。

そのため、両国の折衝に際し、明治政府は1871年の日清修好条項に西欧なみの最恵国待遇を追加することを認めるならば、宮古・八重山両諸島を中国に譲ってもよいとの提案を出した。

このことは、中国側の対ソ国際問題のあおりの中で結局うやむやになり、現在の沖縄県の形に固定することになったのであるが、日本国の一部となった沖縄を分割することによって、自国の政治の国際的承認を得、かつ、国益を図ろうとしたことに明らかな日本国の対沖縄施政を如実に表す一例であり、現在も、日本による沖縄に対する基本的姿勢を示すものである。

オ 沖縄支配の実態

(ア) “国内植民地”とされた沖縄

新しい諸制度の実施は、全国に比べて著しく遅れるとともに、沖縄は、日本が支配すべき対象であり続けた。概要以下のとおりである。

沖縄県民の利益につながる諸制度の施行に先だって、徴兵制がいち早く施行された。

沖縄県の設置から、日本政府により、沖縄を米軍事支配に

売渡した1945年まで、県知事を筆頭に沖縄県の支配層は、政治、経済、教育、その他のあらゆる領域においてヤマトから送りこまれてきた日本政府の息のかかった他県人によってしめられた。

他県人による沖縄県人の絶対支配であり、差別であり抑圧であり、搾取である。

生殺与奪のすべての権利を握っている政府の息のかかった外来者によって支配されるこのような形態の社会を“国内植民地”と呼ばないで、何と呼ぶことができようか。

この状況は、辺野古新基地建設に反対する「オール沖縄」の民意を裏切り、基地容認に転向していった一部国会議員らの姿を彷彿とさせる。

(イ) 皇民化教育

沖縄県では、他の制度の改革が概して消極的であったのに反して、教育だけは積極的に実施された。沖縄を急速かつ確実に非沖縄化するため、日本と同一化させるためであった。これは、とりも直さず沖縄県民を皇民化するためであった。

沖縄語は使用禁止された。支配者が被支配者の言語を奪い、自分の言語を強要することは常套手段である。

伝統的共通語を失うことにより、被支配者の中に新語になじめない旧世代と新語を取り入れ易い新世代の間のギャップが生じ、意思疎通が妨げられるに至り、団結力を失わせる。

そして、「動物的忠誠心の者」と呼ばれるほどの日本教信者、天皇教信者に洗脳されていった。

3 沖縄戦と住民の犠牲

(1) 住民を守らなかった大日本帝国軍隊（皇軍）

沖繩線は、住民を守らないという軍隊の本質を沖繩住民に示した。

沖繩戦を生き残った沖繩県民は、軍隊の存在こそが、住民の権利を侵害する元凶であるとの現実を体験したことから、基地との共生を拒否した。

ア 一般市民の多大な犠牲を生んだ沖繩戦

1945年3月末から敗戦に至るまでの間「鉄の暴風」という名で呼ばれた沖繩戦の特徴は、正規軍人を上回る一般市民の犠牲を生んだことである。

沖繩戦当時、沖繩には一般住民約50万人と日本軍約10万人がいたが、本土兵約6万5000人に対して、沖繩出身軍人軍属2万8000人、一般住民9万4000人、であり、沖繩の犠牲者は、12万人を超えている。沖繩出身軍人軍属の中には、防衛隊や学徒隊も含まれているので、沖繩戦に伴い、強制的に徴用された者らであり、これを含めると、沖繩住民の犠牲者数は日本正規軍のおよそ2倍になる。

なお、辺野古新基地建設や高江ヘリパット建設に果敢に反対し抗議活動を行う多くの高齢者は、沖繩戦を生き残った人達である。

イ 皇軍による一般住民（同胞）の殺害

沖繩戦で約130名もの一般住民が、皇軍の手によって殺害されている。皇軍によって同国非戦闘員が多数殺されるということは、異常なことと言わねばならない。沖繩住民は皇軍にとっては、本当には信頼のおけない、“半日本人”または“類似日本人”でしかなかったのである。しかも、全面的に県民を“軍事協力”にかきたてた結果、混戦の中で軍の機密を知ってし

まったかも知れない不安な存在に県民は見られていた。

“以後方言を使用する者は、スパイとみなして処分する。”という軍命令に日本軍の猜疑と不安といらだちを見ることが出来る。いざとなれば寝返りをうつかもしれない住民らに、寝首をかける前に先にやってしまえという心理が、皇軍の中に働いていたのであろう。

沖縄戦の悲惨さは、沖縄を本当には信頼していなかったという点、言いかえれば、日本は、沖縄を、自分らの身体の一部とは信じていなかったという点にある。

沖縄戦の、特異な事実を通して県民が得た教訓は、軍隊は住民を守らないということ、住民を巻き添えにし、さらに自分らの弾よけにするということである。それにとどまらず、自らの延命のためには、その武力をその同胞に向けることさえ出来る悪魔的狂気をおかしている集団なのだということである。

ウ 避難壕からの追い出し

沖縄には、大小無数のガマ（鍾乳洞）がある。沖縄戦の悲劇の多くは、これらのガマでおこった。住民が避難場所としていたこれらのガマから、日本軍は住民を追い出したのである。

ガマを追い出された住民は、身を守る遮へい物も無いまま皇軍の弾よけとして戦場にさらされるに至った。

エ 「集団死」の強制

約1000名の住民が集団死（その実態は「強制された自決、集団死」）で死亡した。「生きて虜囚の辱めを受けず」との、120%の皇民化教育を受けて洗脳されていた沖縄県民への死の強制であった。

誤った国定教育の犠牲者として、また皇軍による直接、間接

の指導によって、この集団強制死はおこなわれた。

決して、沖縄県民の主体的な判断としての死ではなく、国策によって強制された死である。

オ 天皇制国体護持及び「本土」防衛の“捨て石作戦”

沖縄戦は、天皇制国体護持と、そのための「本土」防衛の捨て石作戦であったということに尽きる。1945年2月14日、近衛文磨元首相の天皇ヒロヒトの上奏に対して、「もう一度戦果を挙げてからでないとは中々話しは難しいと思う。」と述べて、さらなる戦争の継続と沖縄戦に道を開いたのである。日本の敗戦が確実となっていたにもかかわらず、天皇の関心は、「国体の護持」すなわち天皇制の存続をどうすれば果たせるか。ということであり、そのためには、「もう一度戦果を挙げ」たいということであった。

つまり、敗戦必至の状態であるにもかかわらず、天皇制存続を展望できる“敗戦の条件”づくりを至上目的とする中で、「天皇制護持のための、時間稼ぎの捨て石作戦」として沖縄戦は行われたものである。

沖縄住民の命は、捨て石として失われていった。

天皇ヒロヒトや皇軍にとって、沖縄は“本土”から遠く離れた島であり、歴史的に多数者である“大和人”（日本人）によって差別された“琉球人”（沖縄人）の住む地域であった1945年3月末からの数ヶ月にわたる沖縄戦は、日米最後のしかも唯一“国内”での地上戦となった。それは数十万人にのぼる一般住民を最後まで戦闘に巻き込んだ“持久戦的玉砕戦”であった。

(2) 小括

沖縄戦は、沖縄県民に、軍隊は住民を守らないとの軍隊の本質を見抜く力を与えた。

沖縄戦を生き抜いた高齢者にとって、戦争につながる基地は共生しえない施設であるとの現実は強く認識され、このことが辺野古新基地建設反対等の、現在の沖縄における米軍施設関連の抗議活動を基礎づけているのである。

4 沖縄戦後の米軍基地形成

(1) はじめに

米軍は、沖縄占領と同時に沖縄本島在住の住民を島内10数箇所の捕虜収容所に抑留し、その間土地所有権等の権利の行使を停止し、軍事上必要とされる地域全てを囲い込んで軍用地にした。

米軍による土地の強制使用は、ヘーグ陸戦法規の定める「私有財産の尊重」「没収・掠奪の禁止」の原則に反し、「日本の民主化と平和の確立」という駐留の目的を定めたポツダム宣言にも反するものである。そうであるにもかかわらず、日本国政府は、講和条約を結んで沖縄の施政権を米国に委ね、米軍による軍事支配に法的根拠を与えた。

米軍は、布令、布告を乱発して土地強奪の法的体裁を整えたが、いずれも土地所有者の権利と意思を無視した強制的かつ恣意的なものであった。

(2) 皇軍により接收された土地の米軍利用

現嘉手納飛行場の一部（面積14万5千坪）、読谷補助飛行場（面積80万6千坪）は、沖縄戦前夜の1944年ころから、日本軍飛行場として接收されていた。全島から住民が動員され、その中には、子どもたちまでもが、芋をもって飛行場建設

動員された。

皇軍によって強権的に接收されたこれらの土地は、国有地として処理され、嘉手納飛行場等として使用継続されている。

(3) 終戦後の米軍による土地接收

1945年4月1日、米軍は日本軍の抵抗を殆どうけることなく、読谷村渡具知海岸から上陸したが、日本軍は、誘導路を自ら爆破して飛行場として使用することなく南部へ撤退した。

米軍は、沖縄占領と同時に沖縄本島在住者を島内10数カ所に抑留し、その間に米海軍政府布告第7条(1945年)を布告し、土地所有権等権利行使を停止し、軍事上必要とされる地域は全て囲いこんで軍用地として接收した。土地所有者の意思を無視し、問答無用に土地を強奪していったのである。

米軍による土地強制使用は、ヘーグ陸戦法規によるものといわれているが、土地強奪は、同法規に定める「私有財産尊重」「没収略奪の禁止」の原則に違反するものであっただけでなく、土地の強制使用による基地形成は「日本の民主化と平和の確立」という駐留の目的を定めたポツダム宣言にも明白に違反する行為であった。

5 講和条約成立後の米軍用地接收

(1) 講和条約締結と沖縄の米軍に対する“売り渡し”

日本政府は、沖縄において米軍が国際法規に違反して広大な土地を強制的に地主から取り上げ、そのために沖縄の人民の生活が破壊されることを知りながら、米軍による沖縄支配を終わらせ、人民の生活の再建と権利の回復を講ずるのではなく、むしろ逆に、講和条約を結んで沖縄の施政権を米国に売り渡した。沖縄に対する米軍の軍事的専制支配に法的根拠を与えたのであ

る。

沖縄県民は「猫の額の許す範囲でしか遊べない」との米軍政官の発言が示すように絶大な軍権力の下で人権を奪われ、土地を強奪されていったのである。県民は、1か月の給料が煙草銭にも満たないという劣悪な労働条件のもと、軍労務に狩りだされた。

米軍長期支配を見抜いた県民は、1951年には日本復帰期成会を結成し、沖縄群島で、わずか3か月の間に全有権者の72.2パーセントにのぼる19万9000名の署名を集め、これに反対したが、日本政府は沖縄を米軍に売り渡した。沖縄はこの日を「屈辱の日」と呼んだ。沖縄を売り渡すことによって、日本は生き長らえたのである。

(2) 講和条約後の新たな米軍による土地接收

米軍は、講和条約締結後ヘーグ陸戦法規は用いることが出来なくなり、代わって米軍が根拠としたのは、平和条約第3条で米軍に与えられた「施政権」（暫定統治権）であった。

講和条約発効直後1952年4月30日、極東軍総司令部は、「指令」を発し米民政副長官は、米軍の必要とする財産を「できるだけ談合の上購入する」ことが望ましく、これが出来ない時は「収用手続き」をとる事ができ、場合によっては、構入をなすまでの間これを「強制的に徴発したり借用することができる」とされた。（同指令2D）

ア 布令91号「契約権」

右指令の趣旨にそって最初にだされたのが、布令91号「契約権」である。

同布令によれば、まず琉球政府行政主席が土地所有者と個々

に土地賃貸借契約を結ぶ権限と職務を有し、次に行政主席が契約を締結すれば、当該土地は同布令の定めるところにより、自動的に米国政府に転貸されることになる。

しかし、土地所有者の反対にあって契約することは出来なかった。

この布令は、契約期間を1950年7月1日から20年間とされていた。

しかし、安い地代で20年の長期にわたって土地使用を認めることに地主の同意を得られず、土地契約は殆ど失敗に終わった。

イ 布令109号「土地収用令」

布令91号の失敗を受けて、米軍は極東軍総司令部「指令」に基づいて布令109号「土地収用令」を発した。

この布令によると、収用告知から30日以内に土地所有者は土地を米軍に譲渡するか否かを回答しなければならない。拒否の理由が使用料に関するものであればその点について訴願が許されるが、そうでない時は30日の経過により収用宣言が発せられ、土地に関する権利は米国に帰属する。しかも、右期間内でも必要であれば直ちに立ち退き命令を発することが出来る。というものであった。

適正手続保証など意にも介さない、まさに強権的土地強奪である。

銘苅部落の土地収用では、収用告知書が村に送付された翌日には武装米兵により、土地強奪が行われている。まさに「銃剣とブルドーザー」による土地強奪であった。

ウ 布告26条「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」

右布令109号「土地収用令」は新規土地接收に用いられているが、講和条約発効前から使用している土地については、使用を正当化する根拠を欠いていた。

米軍は該土地が収用された1950年7月1日および翌日から「黙契」によって借地権を取得したというのである。

米軍の土地を保有する権利は何ものによっても、水久に害されず、米国は自ら、この権利を登記する権限が与えられる。土地所有権者は借地料については琉球列島土地収用委員会に訴願することができる。

土地所有者との間に明示の契約はなくとも、「黙契」によって契約が成立したというまさに、ペテンである。これが堂々と民主主義を標榜するアメリカによって行われてきたのである。

エ 布令164号「米合衆国土地収用令」

布告26条・布令109号はいずれも極めて強権的な土地強奪であり、武装米兵による「銃剣とブルドーザー」をもつての土地強奪であって、世論の総反撃を受けて以後の土地接收が困難となった。

そこで、米軍が使用している土地の使用料として地価相当額を一括支払いし、そのかわりに土地を無期限に使用するという「一括払い方式」を考え出した。

この方式は、1954年3月に米民政府から発表されるが、これが実行されれば、土地は永久に取り上げられることになる。

県民世論は猛然と反発し、琉球立法院は、四原則決議を行い、「アメリカ合衆国による土地の買い上げまたは、水久使用、地料の一括払い」に反対した。

県民の反対を受けて米下院軍事委員会はメルビン・プライス

議員を団長とした「プライス調査団」を派遣した。

右調査団の発した所謂「プライス勧告」は、県民の意思を無視して、「無期限に使用する土地については永代借地権を取得すること。これに対する補償は一括払いが望ましい」というものであり、沖縄の世論はこれに激昂し、立法府・行政府を巻き込んだ、「島ぐるみ闘争」に発展する。

今日の米軍用地撤去を求める県民の闘いに勝るとも劣らない、島ぐるみの闘いであり、那覇高等学校には10万人が集まり「一括払い反対決起集会」が開催された。

布令164号「米合衆国土地収用令」は、このような反対運動が続くなかで出された布令である。

「限定付土地保有権」「定期賃借権」「地役権」の三種類の権利内容を認めており、収用手続きは、布令109号と大差のないものであった。

布告26条・布令109号を集大成し、これに「一括払方式」を盛り込んだものであって、県民の反対は強く、軍用地をめぐる紛争は益々混迷を深めていった。

オ 布令20号「賃借権の取得について」

1958年7月1日に遡って米国の占有権限が認められる。占有権限の種類は「不定期賃借権」と「5か年賃借権」の二種類である。「不定期賃借権」は米国の必要とする期間いかなる制限もなしに使用できる賃借権であり、「5か年賃借権」は、期間が5年間に限定された賃借権である。

琉球政府が土地所有者との間に契約し、契約が成立すれば、琉球政府が総括賃貸借契約を締結して転貸するのを原則とするが、琉球政府が土地所有者との契約に成功しなかった時は、高

等弁務官が収用宣告書を提出して強制収用することが出来る。

また、米国が緊急に使用する必要がある場合は、何時でも「即時占有譲渡令」を発することが出来た。

この布令は、布令の総集編ともいふべきものであり、沖縄の復帰の日まで米軍の土地使用に形式的根拠を与えた法令であった。

(3) 小括

以上の法令はいずれも違法、不当な布令である。平和条約第3条によって米国に与えられた「統治権」が即「収用権」となり、米軍は何らの法的根拠なく土地を接收できるということが不当であることは論を待たない。また、形式的に布令布告の形式を整えたとしても要するに、米軍が必要であれば、土地を接收することか出来るというものであって、適正手続は何ら保証されていない。「米軍権力下で契約」は契約の名に値せず、「米軍の実力による使用」を合法化することにはならない。

6 本土からの米地上軍撤退に伴う沖縄移駐と新たな土地強奪

(1) 本土での米軍基地反対運動と沖縄への移駐

1950年代には、日本本土にも多数の米軍基地が存在し、内灘闘争、砂川闘争、浅間山演習場反対闘争、妙義山接收計画反対闘争などの反基地闘争が各地で起き、海兵隊が駐留していた北富士、岐阜においても熾烈な反対闘争が起きていた。

1955年（昭和30年）2月、岸信介首相はアリソン駐日大使との会見において、日米安保の必要性、米海空軍の日本駐留の必要性を認めながら、地上軍の撤退を求めた。

1957年（昭和32年）1月に群馬県の相馬ヶ原米軍演習場で発生した、米兵が薬莢拾いをしていた農家の主婦を射殺した

ジラード事件は、日本社会にとりわけ大きな衝撃を与え、日本本土における反米軍基地感情の鎮静化が、日米両政府にとって最重要の政治課題となっていた。

そのような中で、日本本土からの地上戦闘部隊の撤退が政治的課題となるなかで、海兵隊は、日本から、当時、日本の施政権の及ばない沖縄に移駐していった。

沖縄では、同様の事件が頻発しており、ジラード事件の数か月前である1956年（昭和31年）4月には、美里村知花でスクラップ拾いをしていた3人の幼児の子の母である32歳の主婦を米兵が射殺したという事件（悦子さん事件）が発生しているが、ジラード事件とは対照的に、沖縄の住民が米兵に射殺された事件が日本本土で政治問題となることはなかった。

1957年（昭和32年）の岸首相とアイゼンハワー米大統領の共同声明において、独立国家となった日本と米国との対等が強調され、米国が「明年中に日本国内の合衆国軍隊の兵力を、すべての合衆国地上戦闘部隊のすみやかな撤退を含み、大幅に削減する」ことを約束し、翌1958年（昭和33年）までに日本本土からの地上戦闘部隊の完全撤退が実現した。こうして、1955年（昭和30年）から米軍の日本本土からの撤退は開始された。

沖縄への海兵隊の移駐は、僅か3年間で完了した。

日本本土では、1957年（昭和32年）中には伊丹飛行場、内灘演習場など、1958年（昭和33年）中には新潟飛行場、小牧飛行場、キャンプ岐阜など、1959年（昭和34年）には北海道演習場、辻堂演習場、キャンプ千歳などが返還されていき、近畿、中部、四国にはほとんど米軍基地がなくなり、こう

して、独立回復時から1960年（昭和35年）の安保改定までの間に日本本土の米軍基地面積は4分の1以下に減少した。

日本本土は、1950年代を通じて米軍基地が激減し、また、軍事的負担を免れることによって目覚ましい経済復興を遂げていった。

（2）新たな基地建設により蹂躪された沖縄

対日平和条約第3条により日本から切り離された沖縄では、あらたな米軍基地建設のために、悲劇的といわざるをえない、「銃剣とブルドーザー」と呼ばれる軍用地の強制接收がなされた。

対日平和条約発効後、米国は、「対日平和条約により、米国は主権国家である日本から沖縄における統治権を行使することが認められているのであるから、米国は日本が本来有する土地収用権を日本の了解に基づいて行使する」との見解の下に、1952年（昭和27年）に布令第109号「土地収用権」を公布した。

1952年（昭和27年）に真和志村、1953年（昭和28年）に伊江村、1954年（昭和29年）には伊佐浜で、強制的な土地接收がなされたが、その接收の態様は、銃剣で武装した米兵に守られたブルドーザーが、住民の反対を押し切って家屋を押し倒し、耕作地を敷きならしていくというもので、文字どおりの「銃剣とブルドーザー」による土地強奪であった。

1950年代後半には、1956年（昭和31年）に、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、1957年（昭和32年）にはキャンプ・ハンセン、北部訓練場、キャンプ・マクトリアス、1958年（昭和33年）にはキャンプ・コートニーと、北部の海兵隊新基地を中心として、沖縄の米軍基地が拡張されてい

った。

今回辺野古新基地建設が強行されようとするキャンプスワブの形成の歴史は、以上の経過で設立拡大されたものである。

7. 軍用地使用料・新規土地接收をめぐる民衆の闘い

(1) 軍用地問題とブライス勸告

土地接收に対する住民の反対、抵抗が高まる中で軍用地料をめぐる問題がクローズアップされてきた。

講和後の軍用地使用料は、米軍の発表によれば講和前のそれに比べて60%も増額されたということであったが、それでも平均して坪当たり2円3銭(B円)程度にしかならず、住民の要求額平均21円37銭(B円)との間に著しい差があった。

そこで米軍は毎年賃借料を支払う代わりに土地代金に相当する額を一括して支払う方が得策であると考え、いわゆる一括払いの計画を発表した。

一括払いの方針は1954年3月オグデン副長官から発表されているが、これは同年1月29日付の「東南アジア太平洋地域調査使節団報告」に基づいてなされたものである。右調査報告によれば「住民は使用料の額が不当だと不満をもっている。

土地はアメリカに必要であるが、問題は賃借地の形を続けるか、一括払いによって住民を他の場所に移動するかということである。一括払いは住民への復帰を早め、慢性化した怒りを静めるものと確信している・・・」となっている。

この一括払いの方針が発表されるや、住民はいち早く反対の意思を表明し、反対運動が早急に展開されていった。

問題を重視した立法院でも、4月30日「軍用地処理問題に関する請願決議」を全会一致で採択した。

その中で要請された次の4つの項目はいわゆる「軍用地問題に関する四原則」としてその後の沖縄における住民運動の基本原則となった。

(イ) アメリカ合衆国政府による土地の買上げまたは永久使用、地料の一括払いは絶対に行わないこと。

(ロ) 現在使用中の土地については、適性にして完全な補償がなされること。使用料の決定は住民の合理的算定に基づき要求額に基づいてなされ、かつ、評価および支払いは1年毎にされなければならない。

(ハ) アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適性賠償額をすみやかに支払うこと。

(ニ) 現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地で不要な土地は、早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対にさけること。

この決議の下に行政府、立法院、市町村長会、市町村議会議長及び軍用地連合会の五者が結集し、「五者協議会」を設立し、その後の軍用地問題に対しては五者協議会が地主及び住民の代表として現地米軍と折衝をかさね、一括払計画の中止を訴え続けた。

しかし、こうした反対運動の甲斐もなく、アメリカ政府の方針は着々と進められていった。

軍用地問題が難航するにつれて、現地軍との折衝には一定の限界があることがはっきりしてきた。米本国における基本政策が変わらない限り、住民の要望が受け入れられる可能性はなかった。

やがて住民の中に、住民代表を米国に派遣するべきだとの声

があがっていった。このようななかで、1954年10月頃、現地米軍が行政主席に対し、住民代表の渡米を許可する方針である旨の内容が伝えられ、これをきっかけに代表派遣の動きも一際活発となった。その後、米政府の次期議会に軍用地料の一括払いを提案する方針であるとの報道や、更に新たな1万2000エーカーの土地の接收が予定されているとの報道がなされ、住民に疑惑と大きな衝撃を与え、このような状況で住民代表を派遣しても一括払いを合理化するための工作に加担することにしかないとの意見もでた。しかし代表派遣するとの意見が多数を占め、6名の住民代表が派遣されることになった。

1955年5月、住民代表が渡米し代表団は6月8日米下院軍事委員会で意見を述べ、その結果同委員会で次のことが決定された。

- (イ) 買上げ一括払いは中止、従来通りの支払いを継続する。
- (ロ) 土地問題は全般につき、調査と勧告をすべく、この秋に議会より調査団を派遣する。
- (ハ) 海兵隊は、最小限の土地を使用する。

こうして代表団の派遣で一括払い政策は一応その決定を延期されるにいたった。(しかし新規土地接收については県民の意見が容れられず、同委員会で接收の必要性が確認される結果となった。)

住民代表の渡米をきっかけに米下院軍事委員会では、沖縄に調査団(プライス調査団)を派遣し、沖縄の軍用地問題について全般的な検討を始めることになった。

ところが、右調査団の来島に先だって現地米軍の土地接收計画は次々と実行に移され始めた。1955年7月22日、国頭、

東、久志、宜野座等8村の村長が米民政府に呼ばれ、海兵隊用地として国頭一帯の山林を接收するとの通知が申し渡されたのをはじめ、各地に接收または測量調査通知が相次いでなされた。こうした米軍の性急な接收方針は住民を大きな不安におとしいれた。住民は9月10日那覇高校運動場で住民大会を開き、新規接收反対を強く訴えた。また、立法院は行政府、市町村長会、軍用地土地連合会に呼びかけ、右四者による「軍用地問題解決委員会」を設立し、新規接收用令改悪に対する反対運動を展開した。

このような緊迫した情勢の中でプライス調査団は1955年10月23日沖縄に到着し、調査を開始した。右調査の結果をまとめられたのが、いわゆる「プライス勧告」である。

同勧告は、沖縄の自由使用がいかにアメリカにとってこのうえなく便利であるかを説き、前進基地、補給基地、としての沖縄の重要性を強調して、沖縄の長期保有の必要性を再確認した上で、沖縄統治について軍事優先政策がとられることはやむを得ないとの前提にたっているものであるが、その中で、一括払い問題については、「無期限に使用する必要のある土地については永代借地権を取得すること。これに対する補償は一括が望ましい」とし、また新規接收については、「米軍による追加土地接收は最小限にとどめること」と勧告している。

右勧告は結局は一括払いの妥当性を確認し、新規土地接收の必要性を肯定したものに過ぎず、住民の一括払い・新規接收阻止の強い要求を踏みにじるものとなった。

(2) 「島ぐるみ闘争」と米国政府の強硬方針

1956年6月9日、この勧告が発表されるや全島住民は激昂

し、立法院、行政府も総辞職を決意表明するなど、いわゆる「島ぐるみ闘争」が展開されていった。

そして、全島各地での運動が高まり、その中で7月28日夜、「四則原則貫徹県民総決起大会」が那覇高校グラウンドで開催され、会場は沖縄の歴史始まって以来といわれる10万余の大衆で埋めつくされた。

こうした住民の抵抗に対して、米民政府は「琉球政府当局者が総辞職を決行すれば、米国政府による直接統治も辞せず」との警告を発して、行政府に圧力をかけ、コザ市で反対集会が開かれたことを機会に米兵相手の商売で成り立っている同市内への米兵の立入りを禁じたり、反対運動に参加した琉大生を退学処分におとしめたりして、住民運動を真っ向から弾圧し、プライス勧告の方針を変えようとしなかった。

こうして、米国政府は、一括払いを強行する方針を変えず、ついに1957年4月18日布令164号を公布して、「限定付土地保有権」なる「権利」を設定して「地価相当額」の地料の一括払いを実施した。同布令によって、同年5月4日那覇軍港一帯の25万坪の土地、1958年1月24日嘉手納空軍基地一帯の200万坪の土地、1月29日読谷、恩納、金武、具志川、石川、勝連、与那城、宜野湾、知念、玉城、佐敷、三和、東風平、具志頭の、14町村のナイキ基地地域の各土地にそれぞれ「限定付土地保有権」の収用宣言が発せられた。

(3) 軍用地問題における妥結とその具体的内容

米軍による一括払いの強行実施と住民の反対運動は依然として平行線をたどり両者の対立はますます深まっていくかに見えた。ところが、1958年4月の立法院本会議に臨んだムーアー

高等弁務官から「土地接收計画については現在ワシントン政府当局で再検討されている」旨のメッセージが発表され、つづいて同日、立法院議長室で琉球政府首脳に対し、「米軍地区工兵隊に対し、一括払い中止を指令した」旨の説明が行われ、軍用地問題になんらかの転機が訪れることが予想され始めた。

このような情勢のなかで、立法院では代表を米本国に派遣して米国政府と直接折衝すべきであるとの意見が支配的となって、同年5月8日住民代表の派米を決定した。

代表団は6月25日ワシントンに到着、翌26日から米政府との予備折衝を始め、7月1日から7日間にわたる正式会談に入った。右折衝の結果、最終的には「現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決する」との結論に達し、その旨共同声明が発表された。現地折衝は同年8月11日から11月3日までの間にわたって行われた。この折衝は「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」と呼ばれ、3つの分科委員会と一つの特別分科委員会に分かれて折衝が行われた。

その結果、双方の間におよそ次の主な事項が決定された。

(イ) 合衆国が取得する権利は、賃借権に限る。賃借権の種類は、5年賃借権と不定期賃借権とする。

(ロ) この2種類の賃借権は琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米合衆国に転貸する。

(ハ) これまで米合衆国が保有してきた既得権は、この2種類の賃借権のいずれかにすべて切替え、布令164号に基づく限定付土地保有権は廃止する。

(ニ) 米合衆国が必要とする土地に対し、琉球政府が地主と折衝契約できない場合には、米合衆国は同土地を強制収

用により取得できる。

(ホ) 年間賃借料は、市町村別に地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出することにし、年間賃借料の再評価は、5年毎に行う。

(ヘ) 土地の原状回復またはこれに代わる損害賠償については、米合衆国が賃借権を終了させるときに、米合衆国、琉球政府、土地所有者の間で公平かつ適正な方法により解決する。

(ト) 土地賃借の安定性をはかるため、琉球政府によって適当な立法を制定する。

(チ) 軍用地料の長期前払希望者に対する措置として、前払期間の最高を10年に限定し、琉球政府が立法を制定し、一定の条件のもとに長期前払いを実施する。

(リ) 軍用地に関して起こりうる諸問題を調査検討し、高等弁務官に勧告するための恒久的委員会を設置する。

(ヌ) 土地問題現地折衝会議において妥結をみた新土地政策は1958年7月1日から実施する。

上記妥結事項は、一括払いを阻止し、地代増額の基礎を築いた点では県民にとって一応の前進であった。しかし従来米国が「黙契」とか「収用による限定付保有権の取得」とかの理論構成によって糊塗してきた不法占有状態を免罪し、更に将来の土地接收についても住民の同意を得たとする口実を米国側に与えるものであり、これについて住民の間から四原則決議に反するものであるとの批判が強まった。しかしこの妥結事項により沖縄の軍用地問題は一つの時期を画するようになった。

8 土地強制収容について日本政府が負うべき責任について

日本政府は、上記のような復帰前の土地接收の経緯については日本政府の与り知らないことであって、これに対して、何らの責任を負わないとする。

しかし、沖縄群島住民の有権者の72.2パーセントにあたる19万9000名の反対を押し切って講和条約を締結し、沖縄を米軍に売り渡したのは日本政府であり、沖縄を犠牲にして、日本は生き残ったのである。

復帰前の沖縄の法的地位については、議論のあるところであるが、1965年（昭和40年）9月7日第2回沖縄問題政府閣僚協議会は、「サンフランシスコ条約により、沖縄等の領土主権を放棄したのではなく、これに対して「潜在的主権」を有する。日本国憲法は、観念的には同地域にも施行される。」との統一見解を示している。

1956年（昭和31年）6月21日民印・同年6月28日法務省発表によると、「国内法の適用上、沖縄の住民は他の日本国民と何ら差別されるところはない。」「…国家は、外国人が国内に所有する土地を収用し、または使用しようとする場合、その外国人がかかる処分によって被る損失を補うに足りる実質的補償をなすべき義務があることは確立された国際法の一般原則である」
「沖縄の住民の場合は…かれらが父祖以来定住する島々に、かれらの意思にかかわりなく合衆国の施政が行われたのであって、日本政府としては在米日本人に対するよりもより以上の重大な関心をもって沖縄の住民の保護の責に任じなければならない。」とされており、日本政府は、復帰前の米軍による土地強奪に対して、日本が現実に主権を行使することが可能となった復帰時点において、まず米軍による違法な土地強奪状態を回復し、地主に対して

これを返還すべき義務を負っていたのである。

9 沖縄施政権返還と米軍基地政策の矮小化の始まり

1960年代の中期にはベトナム戦争が激しくなり、沖縄でも日本でもアメリカ本土でも世界的にベトナム反戦運動が起こった。また、アメリカは財政難に陥り、沖縄の基地をアメリカが単独で維持することは困難になるという状況の変化が起こった。そのため、60年代末から日米間において沖縄を返還するという政策が動きはじめることになる。

そもそも沖縄の日本への返還要求は、1950年代の対日平和条約の締結の前後から、いわば沖縄を日本から切り離して米軍支配下に置き続けることに反対する運動として、つまり「平和憲法下への復帰」というスローガンとともに起こっていたものであった。

一方、ベトナム戦争の過程で反戦・反基地闘争的色彩を帯びてきてアメリカとしても手に負えなくなっていき、民衆の運動や要求を先取りするような形で沖縄返還政策を立て、日本が沖縄の基地を維持する責任を負うというような方向で沖縄返還政策が作られていくことになる。

いわゆる沖縄の祖国復帰運動においては日米同盟強化の一環としての沖縄返還政策に反対するようになっていったが、結局は「日米両政府の沖縄返還政策」が実現していった。

佐藤首相は、「戦争で失った領土を平和のうちに外交交渉で回復した」と述べている。彼らにとって沖縄返還は、「失われた領土の回復」にすぎず、「異民族軍政からの同胞の解放」ではなかったのである。

日本政府は沖縄返還によって在沖米軍基地の維持責任を引き受けると同時に、在日米軍基地の基地機能を、さらに沖縄に集約化

させた。

沖繩返還を挟む数年間で、本土の米軍基地は約3分の1に減少した。

一方、沖繩の基地はほとんど減らなかった。その結果、日本の国土面積の0.6%の沖繩に在日米軍基地の75%が沖繩に集中するという現在の状況が生じた。このような、現代の沖繩の基地加重負担の実態は、沖繩返還後の70年代中期に成立することになったものである。

米軍基地が沖繩へ集中することによって、本土では、「安保というのは米軍基地と同居することである」という現実が見えなくなっていった。以降、安保といえば沖繩の問題、という矮小化された認識が広がることになる。沖繩に対する基地強制の政策は、沖繩の問題であり、日本全体の問題ではないという扱いがなされていく。

10 施政権返還と米軍用地問題

(1) 「公用地法」制定によって蹂躪された県民の期待

1972年（昭和47年）5月15日、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以「沖繩返還協定」という）により、沖繩の施政権は米国から日本政府に返還された。

この日以降沖繩の米軍基地は、ほぼそのままの形で本土における在日米軍基地同様、日米地位協定第2条等によって日本政府から米国に提供されたものとなり、その法的性格は各目的には日本本土と同一となった。

しかし、県土面積に対して基地の占める割合・密度、その機能・規模をみると、基地が沖繩県民の全生活に与える影響は、

本土の比でない。のみならず、どのような歴史的経緯で基地とされたのか、どのような場所が基地とされているのかをも視野に入れて考えるとき、本土の米軍基地と沖縄の米軍基地を同一視することは到底できない。

いみじくも「諸悪の根源」といわれてきた基地、その基地に対して、復帰を迎える沖縄県民は強く反対し、その撤去を求めていた。本土へ復帰することによって、これまで県民の被った基地によるあらゆる権利侵害・生活破壊は解消されるものと期待した。

仮に直ちにこの県民の要求や期待が全面的にかなえられないにしても、基地の態様が変わり、大幅な整理縮小によって不安が大きく軽減されることを強く求めていた（政府ですら整理縮小を唱えている。）。

このような切実な要望をもった沖縄県民に対して日本政府は、沖縄返還協定3条によって、米国に対し基地の継続使用を、復帰前とほとんど変わらぬ状態で認めることをもって応えた。

このようにして、法的には新たに米軍に提供されることになった軍用地を、復帰の時点で空白を生じることのないようにし、また米軍から肩代わりの自衛隊が基地を使用できるようにするため、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」（以下「公用地法」という）が制定された。

この法律は憲法に違反するもので、その仕組と役割は、実質上、占領中に米軍が発布し乱用した諸種の土地収奪布令と同じであった。

沖縄県民の平和な生活を根本から破壊して大量の軍用地使用を、日本政府が引続き米軍と、新たに自衛隊に対して認めるこ

とによって、沖縄の不幸はさらに続くことになった。

この法律は、結局、「本土並み」返還の美名の下に、日米安保体制の維持と米軍基地の固定化、さらに新たな自衛隊の配備に道を開く役割を担うものとなった。

(2) 「公用地法」による土地の違法使用の「追認」

沖縄の軍用地は、沖縄における戦闘終了直後住民を捕虜収容所に収容し、その間に米軍によって囲い込まれ占領されたものと、その後、1949年（昭和24年）末期から始まる本格的基地建設の必要から米軍が一方的に発した布告・布令をたてに銃剣とブルドーザーを用いて強制的に取り上げ接收したものの集積から成り立っていた。

軍用地の所有者たちは、このような一方的接收に対して争う法的手段を否定されたまま「契約」を強いられ、はなはだ低廉な地代を押しつけられて先祖伝来の宅地や肥沃な田畑を軍用地とされていたのであった。

このような、ヘーグ陸戦法規等国際法の上からいっても認められないような米軍の強制的土地収用を事実上合法化し、施政権返還後も日本政府がこのまま収用土地に対する米軍の継続使用を認めることを目的として制定されたのが「公用地法」である。

しかもこの法律は、復帰前から使用していた米軍の継続使用のためのみならず、新たに配備するにすぎない自衛隊の基地のための用地確保を目的としており、多くの県民・国民の反対を押し切り、強行採決によって立法されたものであった。

「公用地法」は事実上の土地収用法の改悪であり、自衛隊による土地の強制収用への道を開こうとするものであった。

土地収用法に定める立入調査、事業の認定、土地細目の公告も、異議申立制もない。このような収用手続きの欠如は、憲法第31条から導かれる行政における「適正手続きの原理」にもとるものと言わなければならない。それはまた、憲法第29条の定める「財産権の保障」に対する侵犯をもたらすものである。

この法律は「防衛上の必要性」を前面に出して県民の基本権を無視したものとなっており、憲法違反の新たな「土地接收法」の性格をもっていたと言わねばならない。

また、「公用地法」は、「この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国軍隊の用に供されている」ことを「暫定使用権」発生の要件としており（同法2条1項1号）、そこで「用に供されている」とは、復帰の時点において、単に米軍が事実上使用していたことを意味するものではなく、まさに使用の正当な権原を有していたことを要件としていることにほかならない。

復帰前における米軍の本件土地の強制使用は、国際法上の条理に明白に違反し、また、日本国憲法上もとうてい容認しえない違法なものであるから、米軍が復帰の時点で本件土地使用の正当な権原を有していたとはいえず、したがって、国は、「公用地法」の制定によっても、本件土地の「暫定使用権」を取得しえなかったものである。

そもそも、沖縄に日本の施政権が及ばない復帰前の1972年（昭和47年）4月27日に、官報に告示がなされていること、「この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は、工作物及び土地又は工作物の使用の方法を、その所有者・・・に通告しなければならない」のに、本件土地については、十ヶ月も経過した1973年（昭和48年）2月10日付でなされて

いるにすぎないこと、使用前に縦覧に供された被使用土地等の図面には施設名だけが記載され、肝心の地番の記載がなかったこと、等々従来の土地法の体系の弊を著しくはみ出した法律構造の異常性をもっていることが指摘されてよい。

「公用地法」は、1977年（昭和52年）5月15日午前零時の到来により、次元立法としての生命を終えて失効した。

（3）「地籍明確化法」による継続使用

政府は、同月18日「沖縄県の区域内における位置境界線不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」（以下「地籍明確化法」という）を制定し、「公用地法」の5年の暫定使用期間が10年に延長されたとして、本件土地を含む未契約軍用地の違法使用を継続した。公用地法による暫定使用期間は5年であるから、同月14日をもってその期限が切れ、以後強制的に使用できる余地はなかった。

日本政府は、沖縄返還の時点において、おそらく5年もあれば全地主と契約を結ぶことができると踏んでいたのであろう。

ところが、1977年（昭和52年）1月1日現在、490人の未契約地主が存在した。「公用地法」は同年5月14日に失効する。その時これらの土地は地主に返還されねばならないわけであるが、それらは、嘉手納基地、牧港補給基地、航空自衛隊那覇基地等、米軍・自衛隊の重要基地を含め、米軍55基地中25基地に、自衛隊29基地中6基地の中に点在していた。これらの土地を返還するとなると、沖縄の基地機能が麻痺状態となるのは目に見えていた。

政府にとっては、これらの土地はどうしても確保されねばならなかった。政府は地主の同意を得るために、あらゆる手段を

とっていたが、全地主との契約は、まず不可能といわざるを得なかった。

日本政府は、再び沖縄の土地を確保するための新しい法律を必要とするにいたった。それが「地籍明確化法」であった。

1977年（昭和52年）5月11日、「地籍明確化法」案は、衆議院において可決され、参議院に送付された。

その付則6項では、「公用地法」2条1項但書中「5年」を「10年」に改める旨が定められていた。

ところが参議院において右法律案を審議中に、1977年（昭和52年）5月14日「公用地法」による「暫定使用権」の存在期間が満了し、「公用地法」2条1項に基づく「暫定使用権」は消滅した。

「公用地法」に基づく「暫定使用権」の消滅は、政府もこれを認めざるを得なかった。

沖縄現地では、1977年（昭和52年）5月18日午後1時過ぎ（「地籍明確化法」が成立するのは、同日の午後10時過ぎである）、契約拒否地主4世帯が米軍基地キャンプシールズ内に大型トラクター1台を持ち込み、土地を耕し、ニンニクを植え、アヒル2羽を放したうえ、「防衛施設庁とアメリカ軍に告ぐ。ここは私の土地です。許可なく、立ち入り、使用を禁ず。反戦地主会、島袋善祐」と記載した立て看板を打ち立てた。

空白の4日間、法律の根拠なく米軍による占有使用が継続したのである。

(4) 繰り返され続けてきた土地強制使用手続

その後も、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における

合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」(米軍用地特措法)による強制使用手続が繰り返されている。

復帰10年目を迎え、日本政府は土地強奪の根拠法として米軍用地収用特措法を適用する。この法律が日本本土で適用されたのは1950年代であって、1961年の相模原住宅地区を最後に適用はなく、いわば冬眠状態となっていた法律であった。それが、20年後に沖縄において適用されることになる。

当該法律による当初の強制使用対象者は153名であった。

1982年、同法により、再び5年間の強制使用が認められることになる。

その後、同法を根拠として、1987年に10年の強制使用が、1992年に5年間の強制使用がなされた。

返還合意のされた普天間基地に対する強制使用手続は、現在も継続されている。

復帰後今日まで、契約拒否地主の土地は「合法的」に強奪され続けている。

戦後、米軍による接收からすると、半世紀以上にも及ぶ期間土地強奪が続いていることになるのである。

(5) 強制使用裁決手続によるさらなる沖縄に対する侵害

日本政府は、強制使用裁決手続においても、沖縄県から抵抗手段を奪っていった。

米兵による少女暴行事件が起こった1995年、当時の大田昌秀知事は強制使用裁決手続における土地調書に対する代理署名を拒否した。

「象のオリ」と呼ばれた楚辺通信所などが不法占拠状態になり、「象のオリ」に対しては、那覇地方裁判所における和解があり、地主と支援者は、米軍が不法占拠する土地に立ち入り、祖先の供養をおこなった。

これに対して国は、県知事から、権限を取り上げ、自ら代理署名できるよ

う駐留軍用地特措法を改め、さらに、収用期間が終了し、裁決が間に合わなくとも、裁決が出るまでの間「暫定使用」と称する「合法的不法占拠」を行えるように法改正をおこなったのである。

まさに、米軍が行った「銃剣とブルドーザー」と同じく、「法律を駆使」し、法令を制定して、沖縄に有無を言わず、米軍基地を押しつけるまさに、沖縄差別の現れである。

国民の権利のための行政不服審査法を、沖縄県の抵抗を抑圧する手段として利用すると同様の強権的手段を執り続けてきたのである。

11 小括

以上のとおり、米軍事支配の下で沖縄の人々から違法に強奪された土地は、復帰に際して、日本国憲法のもとで権利の保護が図られるべきであったにもかかわらず、日本政府は、沖縄に対してのみ適用される様々な法律を成立させ、継続的な米軍基地の提供がなされた。そのため、復帰から50年を経過した今日まで、米軍占有基地の70.6%が沖縄に集中する状態が継続しているのである。

第3 本件「新基地建設」における看過できない諸問題

以下、辺野古新基地建設計画の経緯や同基地の問題点について詳述する。

1 普天間飛行場の危険除去を口実とするまやかしの“代替施設建設”

(1) 「世界一危険な米軍基地」

普天間飛行場は、宜野湾市の中心部を占め、被告を含めて、自他とも認め、「世界一危険な米軍基地」である。

同飛行場は、1945年6月、米軍が地域の住民、学校、役場、民間住宅、農地を取り上げて建設したものであり、明らかにヘーグ陸戦法現違反の違法な米軍基地であり、日本国憲法下に施政権が返還された際には、当然に原状に回復して正当な権利者に返還すべきであったものである。

米軍安全基準によれば、滑走路の延長上900メートルを利用制限区域として建物建設を禁止し、さらに、1500メートル、そのさらに2100メートルの各地域は、事故危険区域として、学校、病院の建設を禁止している。

普天間飛行場は、宜野湾市の中心に位置し、市街地内に大きく利用制限区域、事故危険区域がはみ出しており、米軍設置基準も充たさない、極めて危険な飛行場なのである。地域住民の生活エリアが文字通り隣接する普天間飛行場を原因とする、騒音被害、部品等落下事故による被害等は沖縄県民を長い間苦しめてきたが、2004年8月13日には、米軍ヘリが沖縄国際大学に墜落するという大惨事が発生した。

しかし、日本政府は、現実の普天間基地に対する危険除去になんら対応することもなく、「普天間基地」の危険を排除する唯一の手段として「辺野古新基地建設」を強行しようとしているのである。

(2) SACO合意と「条件付返還」

1995年に発生した沖縄米兵による少女暴行事件を発端に、沖縄では米軍駐留そのもの、沖縄の基地負担の重さそのものを問う大規模な基地反対運動が起こった。これを押さえる目的から、日米で構成する「日米安全保障協議委員会」（「2プラス2」）、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置された。

橋本・モンデール会談において、「普天間返還」が合意され、1996年4月15日に「SACO中間報告」が提出された。

しかし、返還は条件付きとされ、

- ① 5年後から7年後までの全面返還を目指すこと
- ② 移設を実施するためには十分な代替施設を用意すること
- ③ 代替施設としての沖縄県における他の米軍の施設及び区域におけるヘリポートの建設

が条件として明記された。

当該内容は、ヘーグ陸戦放棄に違反して沖縄の住民から強奪した普天間基地を返還する条件として、新たな基地の提供を強要するものにほかならず、「強盗が返還して返して欲しいければ、別の物を差し出せ」と要求するに等しいといえ、県民の間で「盗人猛々しい」とか「ヌスドゥヌ クベー タカサン（沖縄のことわざ。「盗人の首は高い（態度が大きい）」。盗人は自分がやってないと主張するときは、いつもよりも言い訳がましく態度が大きく、不自然である、という意味）」との批判が広がった。

(3) 国に蹂躪され続ける辺野古新基地建設反対の沖縄の民意

2013年12月27日、当時の仲井眞弘多県知事が米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に向けた埋め立てを承認したが、沖縄県民からは、民意を裏切るものとして、大きな批判が生まれ、翌11月には、翁長雄志新知事が誕生し、埋立承認取消をおこなった。

上記知事選挙で示されたように、沖縄の民意は辺野古新基地建設に反対し、辺野古地先の埋立に反対していることは明らかであるにもかかわらず、国は、退任直前の元知事の「県民裏切り行為」を盾に埋立を強行した。

その後も翁長沖縄県知事は埋立承認を撤回し、同知事亡き後新しく沖縄県知事となった玉城デニー知事も、欠陥埋立工事の工事変更申請を拒否するなど、民意の実現に尽くしてきた。

ところが日本政府は、本来国民の権利保護を要件とする法律である行政不服審査法を利用して、防衛局から、主務大臣である国土交通大臣等への不服申立を行い、沖縄県の決定を覆してきた。

日本政府内の機関である、沖縄防衛局と国土交通大臣が、相互に意を通じ、いわば、右手と左手とが握手をするような手続に公正、公平を期待することは不可能である。

ところが司法も、国土交通大臣の撤回処分の取消を沖縄県が提訴することは法制度上出来ないとして門前払いを行い、司法的救済も道さえ奪っている。

このような状況の中で、原告らが辺野古の海で行う新基地建設反対の抗議活動は、後述のとおり、日本国憲法に保障された表現の自由の行使であり、これに対して、船体を衝突させて傷害を負わせた海上保安庁の責任は極めて重大である。

2 辺野古新基地建設は米軍「新基地建設」の蒸し返しにすぎない

米軍は、1966年の米軍海兵隊計画、1997年の国防総省構想により、現在の「辺野古新基地」建設場所と同一場所に、弾薬庫、軍港機能をもつ新基地建設を計画していたが、いずれも頓挫した。

その、いわば亡霊のような新基地建設計画の実現が、本件「辺野古新基地建設」である。半世紀も前に頓挫した米軍新基地建設計画を、「普天間基地の危険除去」を口実として、沖縄県民に犠牲を強い、国民の税金を湯水の如く投下して建設を強行しようとするものである。

これが“普天間飛行場代替施設建設”の実態であり、原告らはこうした国の暴挙について異を唱え、中止することを求めているのであり、そのための抗議活動なのである。

3 「辺野古新基地」の危険性

(1) 米軍基地建設を口実とする安全基準の排除

防衛省は、辺野古新基地建設完成後に、米国防省の統一施設基準により設定される建物の高さ制限については、これを規制基準とはならないとの見解を示した。

辺野古新基地建設後にも同基準にしたがって建物の高さ制限は及ばないというのである。

新基地建設予定地域周辺住民の住居は、米軍国防省統一施設基準に抵触することになる。そのため、辺野古新基地建設によって、私有財産である不動産の利用が制限され、財産価値が侵害され、生活の安全が侵害されることを理由として、建設の差し止めを求める可能性があることから、防衛省は、「米

国防省の統一施設基準の適用はなく、従って、辺野古周辺住民の生活侵害は派生しない」との詭弁を弄することにより、権利侵害の事実を隠蔽し、周辺住民の法的権利主張を排除する口実としているのである。

なお、普天間飛行場爆音訴訟、嘉手納飛行場爆音訴訟でも顕著なように、米軍基地を作ってしまうとすれば、米軍の行為は日本法でその責任を問うことはできなくなるとされているのが我が国の司法の原状である。当該現状からしても、国の対応は、どのような詭弁を弄してでも、住民の反対行動を排除して、新基地建設を強行してしまえば住民が権利行使など出来るはずもないとの思惑が透けて見えるものといわざるをえず、こうした国の態度は異常であるといえぬ。

実際、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」や、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」のように、基地保全のための私権制限法が次々と制定されており、今後、住民の私権の規制がなされないなどとは到底信じ難いのである。

(2) 軟弱地盤のための設計変更の必要とそれを無視する国の姿勢

また、辺野古新基地建設のための工事が開始されてから、滑走路の軟弱地盤（海中）の存在が判明し、この点についても米軍運統一設計基準違反があるため、設計変更の必要性の問題が生じている。

しかし、国は、「米軍独自の問題であり、日本法の制限対象にはならない」としており、もはや意図的に周辺住民の危険性を隠蔽するための不当な危険隠しの論法であり、詭弁であるといわざるをえない。

(3) 滑走路の長さの問題

さらに、辺野古新基地の滑走路は、必要な長さを満たしていない。

滑走路は、滑走路部分とオーバーラン部分で構成されるが、辺野古新基地は、必要なオーバーラン部分の長さが確保できないことから、滑走路を16

100メートルから1200メートルに短縮し、オーバーラン部分を100メートルから300メートルに伸ばす扱いによって整合性をもたせている。離陸時には、オーバーラン部分を滑走路として使用し、300メートルのオーバーランを確保し、着陸時には、1200メートル滑走路で対応する。

この点からも、辺野古新基地は、欠陥空港といえ、付近住民の安全性が蔑ろにされている。

(4) 日本法に従えば建設出来ない危険な基地の建設強行であること

本件工事は、那覇防衛局による空港設置工事であるが、自衛隊飛行場建設であれば、「自衛隊法第107条第5項の規程に基づき飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令」（防衛庁訓令第105号）が存在する。同訓令では、飛行場の位置、構造の基準として、「飛行場の周辺に建造物、植物その他の物件で、航空機の離着陸に支障があると認められるものがないこと」を要件とし、基準によると、辺野古新基地では、標点から半径3000メートルの場所に、45メートル以上の障害物がないことが、要件となる。

これは、米軍統一設計基準と何ら代わるものではない。

また、軟弱地盤についても、同訓令で、滑走路等が、航空機の予想される回数の運行に十分にたえられるだけの強度を有することを求めており、自重、土圧、地震動水圧等による損傷等が施設機能を損なわないで継続使用することができることを要件としている。

これらの要件は、単に、飛行場の安全のみではなく、弾薬を搭載して飛び回る軍用機の墜落等の危険によって周辺住民に及ぼす危険を回避する意味を併せ有する基準である。

日本法では建設出来ない辺野古新基地建設を、「米軍飛行場」であるから、日本法の規制がない。との口実で、日本法の要件も満たさない、危険な飛行場の建設を強行しようとしているのである。

4 「辺野古が唯一」との主張が不当であること

日本政府は、辺野古新基地建設を「普天間飛行場の危険を除去するための唯一の解決手段」と説明する。

しかし、そもそも、自衛隊基地の建設であれば、「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」で、基地建設にあたっての計画段階の配慮事項として、「位置に関する複数案の設定」をしなければならない。

つまり、自衛隊設置の航空基地であれば、複数案を設定し、位置選定を行わなければならないところ、辺野古新基地建設にあたっては、このような様々な調査や配慮等を踏まえての複数案の設定、位置選定は行われずに、「辺野古が唯一」と強弁されているのである。軍用施設の建設、特に今回のような海中にも施設を建設するとなれば、上記のような調査や配慮等が慎重に行われ、複数案の設定、位置選定がなされることは当然といえるところ、あまりにも杜撰であり、沖縄県民の安全や平穏な生活を軽視するにも程があるといわざるをえない。

なお、政府が「辺野古が唯一」と強弁し、マヨネーズのような軟弱地盤に多額の税金を流し込んででも工事を進め、様々な規制違反を米軍飛行場の特別の基準であるかのように偽って工事を強行する中、南西諸島防衛のための同地域の軍事化が着々と進められている。沖縄が再び戦場とされる極めて重大な危険が存在するといえ、こうした情勢において、辺野古新基地建設は、周辺住民、沖縄県民の平和的生存権を脅かす危険を生じさせるものなのである。

第4 原告らの海上行動は憲法で保障された正当な表現行為であること

以上に述べてきたとおり、辺野古新基地建設は、永年にわたり沖縄に対して

なされてきた米軍基地押し付けという深刻な被害を新たに生じせしめるものであり、周辺住民にとって、多くの沖縄県民にとって、重要な権利侵害を生じせしめうる決して看過すべきでない国による違法行為というべき深刻な問題なのである。

原告らの海上抗議活動は、危険な辺野古新基地建設に反対するという、多くの沖縄県民の民意に基づく反対意思の表示であるところ、何らの危険性も伴わない、人力によるカヌーの運航である。

前述したとおり、沖縄は、何度も辺野古新基地建設反対の民意を示したにもかかわらず、国は、行政内部で一体となって当該民意を押しつぶし、司法は自らの権限を放棄して行政に追随してきた。

そのような過酷な状況において、辺野古新基地建設に反対する沖縄県の民意を世界に向かって表明し、環境を守り、生物多様性の生きている地球を守るためには、反対の意思表示を繰り返し表明する外にないのである。

原告らは、日本国憲法において保障された人格権、自己決定権（同第13条）を守るため、沖縄における地方自治（同第92条）が自国政府や司法においてなんら尊重されない中、憲法において特に重要な人権とされる表現の自由（同第21条）の行使として本件抗議活動を行ったのである。

これに対して、船底を繊維強化プラスチックなど硬質の素材で被った、極めて危険な大型ボートを、容易に航路の変更のできない一人乗りの人力カヌーの横腹に体当たりさせ、原告に障害を負わせた本件海上保安官による行為は、到底、海上保安官の適切な業務とはいえない。非暴力に徹した抗議活動を行っていた原告に本件被害を生ぜしめた海上保安庁の責任は極めて重大である。

前述したように、被告は、「衝突」と「接触」を使い分けるなどして責任回避を試みようとしており、釈明にすら誠実に応えようとしない不誠実な態度に徹している。原告としては、次回書面以降、事故態様を含めて、被告海上保安官の具体的責任を明らかにしていく予定である。